

平成29年10月27日児童の性的搾取等撲滅対策推進協議会における
民間団体からの主な意見とその回答

被害者の多くは、スマートフォンをツールにして、SNSを介して被害やトラブルに遭うケースが増加していると認識している。

「フィルタリングをしないと売らない」という制限をかけられないかとも考える。

本年2月1日に施行された「改正青少年インターネット環境整備法」は、スマートフォンやアプリ・公衆無線LANなどの利用が急速に拡大し、フィルタリング利用率が伸び悩んでいる状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図ることを目的としております。

この改正により、携帯電話の販売事業者に対して、契約締結時における、青少年へのフィルタリングに関する確認や説明、フィルタリングの設定を行う義務などが、新たに課されます。

内閣府では、関係省庁と連携し、国民に対する改正法の周知、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動などにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を強力に推進してまいります。（内閣府）

総務省では、携帯電話事業者をはじめとする関係事業者に対し、改正法にかかる新たな義務について、遵守徹底するように周知を行っている他、青少年や保護者に対する情報リテラシーや情報モラルの向上のため、文部科学省、民間企業等と協力して、児童や保護者・教職員等を対象に、インターネットの安心・安全な利用のための啓発講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催するとともに、関係省庁や自治体等とも連携して各地域でセミナー・イベント等の啓発活動を実施するなど、ネットトラブルの予防やフィルタリングの必要性の啓発等に努めています。引き続き、関係省庁等とも連携し、青少年の安心・安全なインターネットの利用環境整備の取組を進めてまいります。（総務省）

平成30年2月1日施行の青少年インターネット環境整備法の改正により、携帯電話については、18歳未満の青少年には保護者の許可がない限りフィルタリングをかけてから販売することが義務化されている。

他方、全ての携帯電話にデファクトでフィルタリングをかけて販売すると、購入者が18歳以上の消費者の場合にもフィルタリングがかかった状態で販売することとなる。そうすると、購入直後にわざわざフィルタリングを解除しなければならなくなり利便性を損なう可能性が高くなる。よって、フィルタリングがかかっていないと売らない、ということを一般化することは非現実的と考えられる。（経済産業省）

フィルタリングの普及率が低調であるが、官民が連携して普及率向上の具体策を考えてもらいたい。

内閣府では、平成27年7月に定めた「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」に基づき、関係省庁と連携し、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等を通じて、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進を図っているところです。

また、フィルタリングの利用の促進を図ることを目的とした「改正青少年インターネット環境整備法」の内容につき、関係省庁と連携して周知徹底を図るなど、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を強力に推進してまいります。（内閣府）

総務省では、青少年や保護者に対する情報リテラシーや情報モラルの向上のため、文部科学省、民間企業等と協力して、児童や保護者・教職員等を対象に、インターネットの安心・安全な利用のための啓発講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催するとともに、関係省庁や自治体等とも連携して、各地域でセミナー・イベント等の啓発活動を実施するなど、ネットトラブルの予防やフィルタリングの必要性の啓発等に努めています。引き続き、関係省庁等とも連携し、青少年の安心・安全なインターネットの利用環境整備の取組を進めてまいります。（総務省）

関係省庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。フィルタリングの重要性の普及啓発活動を行っているところ。

平成30年度より、文部科学省と連携し教育委員会の研修にインターネット安全教室の講師を派遣し、教職員やスクールカウンセラーのリテラシー向上に努める予定。（経済産業省）

フィルタリングの必要性については従前から保護者等に対する啓発に努めてきたところですが、本年2月1日の青少年インターネット環境整備法改正の施行を踏まえて、改めてPTA等と連携した保護者向けの学習・参加型シンポジウム（ネットモラルキャラバン隊）等において、法改正の趣旨及び保護者等に対するフィルタリングの必要性についての啓発を推進していきます。（文部科学省）

子供の性被害における被害者ケアには、費用と時間を要するが、ワンストップセンターを始めとして、継続的に行えるケアシステムの構築が必要と考える。

性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターについては、関係省庁と連携して、平成32年までに各都道府県に最低1か所の設置を進めているところであり、平成30年4月1日現在、全国43都道府県で設置されている。引き続き、全県での設置促進を進めてまいりたい。(内閣府)

児童相談所において、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた子どもに関する相談を受けた場合には、安全確保を必要とする場合の一時保護、児童心理司によるカウンセリング、自宅に帰ることが困難な子ども等に対する児童福祉施設への入所措置等を行うなど継続的な支援を行っている。

また、市町村においては、要保護児童対策地域協議会を活用して、児童相談所等関係機関と十分な連携及び情報共有を図り、身近な場所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に関する相談に応じ、必要な支援を実施している。

(厚生労働省)

先程説明のあった秋田県で行われている「大人が支える！インターネットセーフティの推進」は、県内の様々な関係者が協力することで、子どもたちの安全で安心なインターネット利用環境の整備につながる効果的な取組であり、このような行動変容を促す取組が、全国的に広まっていけばよいと考える。

内閣府では、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築を目的として、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体と共に「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催しております。

昨年度開催した3県のフォーラムでは、秋田県の取組に深く関わっておられる有識者に同県の取組を紹介していただいた上で、開催県の課題について討議を行いました。本年度も同様の構成内容で計画しております。

また、本フォーラムを契機として、携帯電話事業者等と連携した継続的な官民連携体制構築や、民間団体等と連携した地域におけるインターネットの安全利用に係る指導者養成事業の開始など、一定の成果を見せております。

今後も開催県に対して、フォーラムを契機として連携体制が構築されるよう、支援してまいります。（内閣府）

総務省では、青少年や保護者に対する情報リテラシーや情報モラルの向上のため、文部科学省、民間企業等と協力して、児童や保護者・教職員等を対象に、インターネットの安心・安全な利用のための啓発講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催するとともに、関係省庁や自治体等とも連携して、各地域でセミナー・イベント等の啓発活動を実施するなど、ネットトラブルの予防等を含めた青少年の安心・安全なインターネットの利用環境の整備に努めています。引き続き、関係省庁や自治体等とも連携して、取組を進めてまいります。（総務省）

文部科学省では地域におけるインターネットの安全安心な利用に関する教育・啓発に関する先進的な取組を支援する「ネット対策地域支援事業」等を実施しております。本取組等により、地域での官民連携による取組を直接的に支援するとともに、事業成果をHP等で紹介し、取組の全国的な普及を推進していきます。（文部科学省）

国際的にも子供の性被害防止は重要な課題であり、日本ですすでに行われている取組を海外にも共有し、また各国の取組を国内に共有することで、国民意識を高めていくことが重要と考える。

御指摘の点については重要と考える。日本の取組を海外へ紹介した最近の例を挙げれば、平成30年2月14日、堀井学外務大臣政務官は、スウェーデンにおいて行われた「子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット」に日本政府代表として出席し、同日午後に「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」が主催した、オンラインの暴力及び虐待からの保護に関するワークショップにおいてスピーチを行い、日本の官民の取組を紹介した上で、オンラインの子どもの性的搾取撲滅への決意を改めて表明した。また、こうした取組を外務省ホームページにおいて紹介した。（外務省）

子供の被害者から声を聴くため、メール、電話、ラインでの相談窓口を設けているが、大人に比べ子供が相談してくる件数は少ない。

子供が被害者の場合、何の被害に遭っているのかをわからないまま被害に遭っていることもあり、子供の声を聴くことは難しく、かつ被害は深刻である。

匿名で子供の声を聴く窓口や相談窓口そのものの数を増やす必要を感じる。

子供の性被害は潜在的な場合が多く、相談窓口を増やし、相談しやすい環境づくりが必要である。

相談者の利便性に配慮した対応をするため、警察庁のウェブサイトにおいて、相談者の要望に最も適した相談窓口等を案内し、引き続き適切な助言や情報提供を受けやすくする相談システムを構築予定である。（警察庁）

文部科学省では、平成29年度も、性的搾取等に係る被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーの適正な配置を支援し、学校における教育相談体制の充実に努めています。

また、平成29年6月7日及び平成30年1月26日に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした会議（生徒指導担当者連絡会議）において、性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応のための取組の周知徹底を行ったほか、平成29年9月に実施した健康教育に関する指導者養成研修において、健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題やその背景の把握方法、保健指導内容、児童やその保護者への基本的な対応方法等について、演習等を実施しました。

加えて、平成29年10月30日に「平成29年度『児童虐待防止推進月間』の実施について（通知）」の通知を各都道府県教育委員会等に発出し、学校等における早期発見・早期対応のための取組を促しました。（文部科学省）

法務省の人権擁護機関では、子どもに関する人権問題専用の電話相談窓口「子どもの人権110番」や、インターネットで相談を受け付ける窓口である「子どもの人権SOS-eメール」を設置するとともに、全国の小中学生に対し、送料無料の「子どもの人権SOSミニレター」を配布するなどの取組を行い、子どもに関する人権相談体制の充実に努めている。

引き続き、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び被害児童の迅速な保護に向けて、これらの施策を着実に推進していきたい。（法務省）

「189（児童相談所全国共通ダイヤル）」を設け、児童相談所において、性的搾取の被害にあった子ども等からの相談に対応している。相談に対しては、助言、児童心理士によるカウンセリング、安全確保を必要とする場合の一次保護等の適切な支援を行うとともに、プライバシーの保護等に配慮しつつ、必要に応じて他の行政機関と連携を行うなど、相談者の利便性に配慮した対応を推進している。

また、相談は匿名で行うことができることや相談内容に関する秘密が守られることなども含め、「189」の周知を行っている。（厚生労働省）